

③青森市設計業務等委託契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>第1条 (略)</p> <p>(指示等及び協議の書面主義)</p> <p>第2条 この約款に定める指示、<u>催告</u>、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。</p> <p>2、3 (略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(契約の保証)</p> <p>第4条 受注者は、契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号に掲げる保証の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p><u>①</u> 契約保証金の納付</p> <p><u>②</u> 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供</p> <p><u>③</u> この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行若しくは発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証</p> <p><u>④</u> この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</p> <p><u>⑤</u> この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p> <p>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上としなければならない。</p> <p><u>3</u> <u>受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第45条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</u></p> <p><u>4</u> 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われるものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。</p> <p><u>5</u> 業務委託料の変更があった場合には、契約保証金の額（契約保証金に代わる担保が提供されているときは、当該担保の価値）又は第2項の保証金額若しくは保険金額（以下「契約保証金の額等」という。）が変更後の業務委託料の100分の10に達するまで、発注者は、契約保証金の額等の増額を請求することができ、受注者は、契約保証金の額等の減額を請求することができる。</p> <p>第5条～第26条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(指示等及び協議の書面主義)</p> <p>第2条 この約款に定める指示、<u> </u>請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。</p> <p>2、3 (略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(契約の保証)</p> <p>第4条 受注者は、契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号に掲げる保証の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p><u>一</u> 契約保証金の納付</p> <p><u>二</u> 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供</p> <p><u>三</u> この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行若しくは発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証</p> <p><u>四</u> この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</p> <p><u>五</u> この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p> <p>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上としなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p><u>3</u> 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われるものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。</p> <p><u>4</u> 業務委託料の変更があった場合には、契約保証金の額（契約保証金に代わる担保が提供されているときは、当該担保の価値）又は第2項の保証金額若しくは保険金額（以下「契約保証金の額等」という。）が変更後の業務委託料の100分の10に達するまで、発注者は、契約保証金の額等の増額を請求することができ、受注者は、契約保証金の額等の減額を請求することができる。</p> <p>第5条～第26条 (略)</p>

③青森市設計業務等委託契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>(一般的損害)</p> <p>第27条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項、第2項若しくは第3項又は第29条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者はその費用を負担する。ただし、その損害(第48条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分(同項の規定により保険等を付すべき場合においてこれを付していないときは、当該保険等を付していたならば給付されるべきであった保険金の額を含む。))を除く。)のうち発注者の責めに帰する理由により生じたものについては、発注者が負担する。</p> <p>(第三者に及ぼした損害)</p> <p>第28条 1 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同条に規定する損害(第48条第1項の規定により付された保険によりてん補された部分(同項の規定により保険等を付すべき場合においてこれを付していないときは、当該保険等を付していたならば給付されるべきであった保険金の額を含む。))を除く。以下この条において同じ。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</p> <p>3、4 (略)</p> <p>(不可抗力による損害)</p> <p>第29条 成果物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、試験等に供される業務の出来形部分(以下本条及び第44条において「業務の出来形部分」という。)、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第48条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分(同項の規定により保険等を付すべき場合においてこれを付していないときは、当該保険等を付していたならば給付されるべきであった保険金の額を含む。))を除く。以下この条において損害という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第30条～第39条(略)</p>	<p>(一般的損害)</p> <p>第27条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項、第2項若しくは第3項又は第29条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者はその費用を負担する。ただし、その損害(第49条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分(同項の規定により保険等を付すべき場合においてこれを付していないときは、当該保険等を付していたならば給付されるべきであった保険金の額を含む。))を除く。)のうち発注者の責めに帰する理由により生じたものについては、発注者が負担する。</p> <p>(第三者に及ぼした損害)</p> <p>第28条 1 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同条に規定する損害(第47条第1項の規定により付された保険によりてん補された部分(同項の規定により保険等を付すべき場合においてこれを付していないときは、当該保険等を付していたならば給付されるべきであった保険金の額を含む。))を除く。以下この条において同じ。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</p> <p>3、4 (略)</p> <p>(不可抗力による損害)</p> <p>第29条 成果物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、試験等に供される業務の出来形部分(以下本条及び第46条において「業務の出来形部分」という。)、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第49条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分(同項の規定により保険等を付すべき場合においてこれを付していないときは、当該保険等を付していたならば給付されるべきであった保険金の額を含む。))を除く。以下この条において損害という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第30条～第39条(略)</p>

③青森市設計業務等委託契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>(契約不適合責任)</p> <p>第40条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。</p> <p>2 前項において受注者が負うべき責任は、第31条第2項（第37条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。</p> <p>3 第1項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。</p> <p>4 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。</p> <p>(1) 履行の追完が不能であるとき。</p> <p>(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。</p> <p>(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。</p>	<p>(瑕疵担保)</p> <p>第40条 発注者は、成果物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、損害の賠償のみを請求することができる。</p> <p>2 前項において受注者が負うべき責任は、第31条第2項（第37条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>(契約不適合責任期間等)</p> <p>第40条の2 発注者は、引き渡された成果物に関して、第31条第3項又は第4項（第37条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた場合は、本件建築物の工事完成後（本件建築物がない場合は引渡し時とする。）2年以内、また、第37条第1項又は第2項の規定による部分引渡しを受けた場合は、当該部分を利用した工事の完成後（本件建築物がない場合は引渡し時とする。）2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。</p> <p>2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。</p> <p>3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」</p>	<p>3 第1項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第3項又は第4項（第37条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた場合は、その引渡しの日から本件建築物の工事完成後（本件建築物がない場合は引渡し時とする。）2年以内に、また、第37条第1項又は第2項の規定による部分引渡しを受けた場合は、その引渡しの日から当該利用した工事の完成後（本件建築物がない場合は引渡し時とする。）2年以内にそれぞれ行わなければならない。ただし、これらの場合であっても成果物の引渡し時から10年を超えては、修補又は損害賠償の請求を行えない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

③青森市設計業務等委託契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。</p> <p>4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。</p> <p>5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。</p> <p>6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。</p> <p>7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。</p> <p>8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</p>	<p>(新設)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、成果物の瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。</p> <p>(新設)</p> <p>5 発注者は、成果品の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければならない。ただし、受注者が瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。</p> <p>6 第1項の規定は、成果品の瑕疵が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</p>
<p>(発注者の催告による解除権)</p> <p>第41条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>① 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。</p> <p>② 履行期間内に業務を完了しないと認められるとき。</p> <p>③ 主任技術者を配置しなかったとき。</p> <p>④ 正当な理由なく、第40条第1項の履行の追完がなされないとき。</p> <p>⑤ 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。</p>	<p>(発注者の解除権等)</p> <p>第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。</p> <p>一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。</p> <p>二 その責めに帰する理由により履行期間内に業務を完了しないと明らかに認められるとき。</p> <p>三 主任技術者を配置しなかったとき。</p> <p>(新設)</p> <p>四 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。</p> <p>五 (▶改正約款41条の2⑧へ規定)</p> <p>2～4 (▶改正約款45条(2)(3)(7)へ規定)</p>
<p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第41条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p>	<p>(発注者の解除権等)</p> <p>第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。</p>

③青森市設計業務等委託契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>① 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。</p>	(新設)
<p>② この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。</p>	(新設)
<p>③ 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。</p>	(新設)
<p>④ 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。</p>	(新設)
<p>⑤ 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。</p>	(新設)
<p>⑥ 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。</p>	(新設)
<p>⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。</p>	(新設)
<p>⑧ 第4条第2条又は第4条第2条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</p>	<p>五 第4条第1項各号に規定する理由によらないで契約の解除を申し出たとき。</p>
<p>⑨ 受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当したとき。</p> <p>イ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該命令が確定したとき。</p> <p>ロ 受注者が、公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。</p> <p>ハ 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員を含む。）又はその使用人に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。</p>	<p>(談合その他不正行為による解除)</p> <p>第4条第2条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>一 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該命令が確定したとき。</p> <p>二 受注者が、公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。</p> <p>三 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員を含む。）又は受注者の使用人に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。</p>

③青森市設計業務等委託契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>10 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員を含む。以下この号において同じ。）又はその使用人が暴力団員であると認められるとき。</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>ハ 受注者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき</p> <p>ニ 受注者が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>ホ 受注者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。</p>	<p>(暴力団関与の場合の解除)</p> <p>第4 2条の3 発注者は、前2条に規定する場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。</p> <p>一 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員を含む。以下同じ。）又はその使用人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。</p> <p>二 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>三 受注者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</p> <p>四 受注者が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>五 受注者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>六 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>七 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。</p>
<p>(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</p> <p>第4 1条の3 第4 1条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(発注者の任意解除権)</p> <p>第4 1条の4 発注者は、業務が完了するまでの間は、第4 1条又は第4 1条の2に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。</p> <p>2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。</p>	<p>第4 3条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第4 2条、第4 2条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。</p> <p>2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。</p>
<p>(受注者の催告による解除権)</p> <p>第4 2条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間</p>	<p>(受注者の解除権)</p> <p>第4 4条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。</p> <p>一、二 (▶改正約款42の2(1)(2)へ規定)</p>

③青森市設計業務等委託契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(受注者の催告によらない解除権)</p> <p>第42条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>① 第19条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。</p> <p>② 第20条の規定による業務の中止期間が履行期間の2分の1（履行期間の2分の1が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。</p> <p>(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</p> <p>第42条の3 第42条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>(解除の効果)</p> <p>第43条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第37条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（第37条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。</p> <p>3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内の協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第44条 発注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、第34条の規定による前払金があったときは、受注者は、解除が第41条又は第41条の2の規定によるときにあっては、当該前払金の額（第37条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、遅延利率を乗じて計算して得た額の利息を付した額を、解除が第41条の4、第42条又は第42条の2の規定に</p>	<p>三 発注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の履行が不可能となったとき。</p> <p>2（▶改正約款46(1)へ規定）</p> <p>(受注者の解除権)</p> <p>第44条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。</p> <p>一 第19条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。</p> <p>二 第20条の規定による業務の中止期間が履行期間の2分の1（履行期間の2分の1が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。</p> <p>(新設)</p> <p>(解除の効果)</p> <p>第45条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第37条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（第37条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。</p> <p>3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内の協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。(略)</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第46条 契約が解除された場合において、第34条の規定による前払金があったときは、受注者は、解除が第42条、第42条の2又は第42条の3の規定によるときにあっては、当該前払金の額（第37条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、遅延利率を乗じて計算して得た額の利息を付した額を、解除が第43条又は第44条の規定によるときにあっては、当該前払金の額</p>

③青森市設計業務等委託契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>よるときは、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第37条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第41条又は第41条の2の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払い金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、遅延利率を乗じて計算して得た額の利息を付した額、第41条の4、第42条又は第42条の2の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>4 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第37条の規定による部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第7条第3項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p> <p>5 前項に規定する撤去又は修復若しくは取片付けに要する費用（以下本項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。</p> <p>① 業務の出来形部分に関する撤去費用等 契約解除が第41条又は第41条の2によるときは受注者が負担し、第41条の4、第42条又は第42条の2によるときは発注者が負担する。</p> <p>② 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等 受注者が負担する。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第41条又は第41条の2の規定によるときは発注者が定め、第41条の4、第42条又は第42条の2の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者のとるべき措</p>	<p>を発注者に返還しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第37条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第42条、第42条の2又は第42条の3の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払い金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、遅延利率を乗じて計算して得た額の利息を付した額、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>3 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>4 受注者は、契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第37条の規定による部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第7条第3項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p> <p>5 前項に規定する撤去ならびに修復及び取片付けに要する費用（以下本項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。</p> <p>一 業務の出来形部分に関する撤去費用等 契約解除が第42条、第42条の2又は第42条の3によるときは受注者が負担し、第43条又は第44条によるときは発注者が負担する。</p> <p>二 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等 受注者が負担する。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第42条、第42条の2又は第42条の3の規定によるときは発注者が定め、第43条又は第44条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者のとるべき措</p>

③青森市設計業務等委託契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>き措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p> <p>8 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。</p> <p>(発注者の損害賠償請求等)</p> <p>第45条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p> <p>① 履行期間内に業務を完了することができないとき。</p> <p>② この成果物に契約不適合があるとき。</p> <p>③ 第41条又は第41条の2の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。</p> <p>④ 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>① 第41条又は第41条の2の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。</p> <p>② 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。</p> <p>3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。</p> <p>① 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人</p> <p>② 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人</p> <p>③ 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等</p> <p>4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。</p> <p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、遅延日数に応じ、業務委託料（第33条第1項の規定による引渡し前の使用部分又は第37条の規定による引渡</p>	<p>置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>▶第41条（履行遅滞の場合における遅延損害金等）(1)</p> <p>発注者は、受注者がその責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、遅延損害金の支払いを受注者に請求することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>▶第42条（発注者の解除権等）(2)(3)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>一 前項の規定によりこの契約が解除された場合。</p> <p>二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合。</p> <p>3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。</p> <p>一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人</p> <p>二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人</p> <p>三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等</p> <p>(新規)</p> <p>▶第41条（履行遅滞の場合における遅延損害金等）(2)(3)</p> <p>2 前項の遅延損害金は、遅延日数に応じ、業務委託料（第33条第1項の規定による引渡し前の使用部分又は第37条の規定による引渡し部分があるときは、当該部分に係る業務委託料を</p>

③青森市設計業務等委託契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>し部分があるときは、当該部分に係る業務委託料を控除した金額)につき遅延利率を乗じて計算して得た額とする。この場合において、当該請求額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。</p>	<p>控除した金額)につき遅延利率を乗じて計算して得た金額とする。この場合において、遅延損害金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。</p>
<p>6 発注者は、前項の請求額を、業務委託料より控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。</p>	<p>3 発注者は、前項の遅延損害金を、業務委託料より控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。</p>
<p>7 第2項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。</p>	<p>4 第2項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。</p>
<p>(受注者の損害賠償請求等)</p>	<p>▶第42条(発注者の解除権等)(4)</p>
<p>第46条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p>	<p>▶第44条(受注者の解除権)(2)</p>
<p>① 第42条又は第42条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。</p>	<p>2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。</p>
<p>② 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないうとき又は債務の履行が不能であるとき。</p>	<p>▶第41条(履行遅滞の場合における遅延損害金等)(4)</p>
<p>2 第32条第2項(第37条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、遅延日数に応じ、未受領金額につき遅延利率を乗じて計算して得た金額を遅延利息として発注者に請求することができる。</p>	<p>4 発注者の責めに帰する理由により、第32条第2項(第37条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、遅延日数に応じ、未受領金額につき遅延利率を乗じて計算して得た金額を遅延利息として発注者に請求することができる。</p>
<p>(賠償の予定)</p>	<p>(賠償の予定)</p>
<p>第47条 受注者は、第41条の2第9号イからハまでのいずれかに該当するときは、次の各号に掲げる場合を除き、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、請負代金額の100分の20に相当する額を支払わなければならない。業務が完成した後も同様とする。</p>	<p>第47条 受注者は、第42条の2各号のいずれかに該当するときは、次に掲げる場合を除き、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、請負代金額の100分の20に相当する額を支払わなければならない。業務が完成した後も同様とする。</p>
<p>① 第41条の2第9号イに規定する排除措置命令若しくは納付命令又は同号ロに規定する裁判の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合</p>	<p>一 第42条の2第1号に規定する排除措置命令若しくは納付命令又は同条第2号に規定する裁判の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合。</p>
<p>② 第41条の2第9号ハのうち、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定した場合</p>	<p>二 第42条の2第3号のうち、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定した場合。</p>
<p>2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であ</p>	<p>2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者である者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であ</p>

③青森市設計業務等委託契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>った者は、共同連帯して前項の額を発注者に支払わなければならない。</p> <p>3 発注者は、第1項に規定する賠償金の額を超えた額の損害が生じたときは、その超えた額を徴収するものとする。</p> <p>第48条～第50条（略）</p>	<p>た者は、共同連帯して前項の額を発注者に支払わなければならない。</p> <p>3 発注者は、第1項に規定する賠償金の額を超えた額の損害が生じたときは、その超えた額を徴収するものとする。</p> <p>第48条～第50条（略）</p>